

五島列島地域振興計画(案) 概要版

【離島振興法の改正・延長について】

- 昭和28年、離島地域における本土との格差是正を目的に、議員立法により制定
- これまで7回の改正・延長が行われている。
- 10年間の時限法であり、新たな法律は令和15年3月31日まで

【離島振興法の目的】

我が国の領域等の保全、自然環境の保全、多様な再生可能エネルギーの導入・活用、自然との触れ合いの場の提供、食料の安定的な供給など、我が国の利益の保護・増進に重要な役割を担っている離島について、人口減少や高齢化の急速な進展など、他地域に比べ厳しい条件にある状況を改善するとともに、地理的・自然的特性を生かした振興を図るため、離島振興の基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、地域における創意工夫を生かすとともに離島と継続的な関係を有する島外人材も活用しつつ、その基礎条件の改善と産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速・強力に実施する等の特別の措置を講ずることで、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、離島における著しい人口減少の防止や定住促進を図り、国民経済の発展と国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

【今回追加された事項】

移住・定住施策、離島留学、小規模離島への配慮のほか、離島地域におけるデジタル化の推進
風力・潮力による再生可能エネルギーの推進と脱炭素化の取組、
ジェットfoilや高度情報通信基盤の整備・充実、
ドローンや遠隔医療などの新技術を導入したスマートアイランド等に対する一層の支援 など

五島列島地域振興計画(案) 概要版

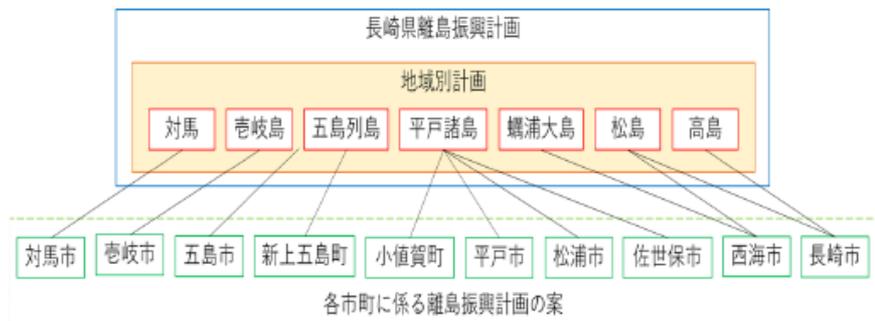
【離島振興法の改正・延長について】

- 離島振興法(新法)第4条の規定に基づき、離島における各分野の振興に関する方向性等について、関係都道府県が市町村の計画案を反映して策定する計画
- 離島振興のための総合的かつ計画的な施策を推進するための計画。
国は毎年度、予算で定めるところにより、離島振興計画の円滑な実施や離島振興に必要な財政上の措置等を講ずるものとされている。

(離島振興計画)

第4条 第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、**関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めるよう努めるものとする。**

<離島振興計画のイメージ>



◆策定手順 (前回を参考)

市町村に係る離島振興計画案の作成

↓ 住民の意見を反映させる措置
(住民説明会・意見交換、パブリックコメント等)

地域別計画の作成

分野別施策の作成

離島振興計画(素案)の作成

↓ 県議会への説明(1月・3月)
パブリックコメントの実施(2月)

離島振興計画の策定

五島列島地域振興計画(案) 概要版

【離島振興計画の構成】

1 地域の概況

- (1) 概要
- (2) 交通
- (3) 産業・交流

2 離島振興計画の基本的方針

- (1) 五島列島地域全体
- (2) 地域ごとの取組
 - 基本理念
 - 基本的方向性

3 計画の内容

- 交通施設及び通信インフラの整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化等に関する事項
- 産業の振興等に関する事項
- 就業の振興に関する事項
- 生活環境の整備に関する事項
- 医療の確保等に関する事項
- 介護サービスの確保等に関する事項
- 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
- 教育及び文化の振興に関する事項
- 観光の開発に関する事項
- 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
- 自然環境の保全及び再生に関する事項
- エネルギー対策に関する事項
- 防災対策に関する事項
- 人材の確保及び育成に関する事項
- その他離島の振興に関し必要な事項

五島列島地域振興計画(案) 概要版

【計画の主な内容】

●基本理念

五島の豊かな自然や豊富な地域資源を最大限活用し、農林水産業をはじめ、各種産業の振興や再生可能エネルギーの活用など、地域における創意工夫を生かしつつ、人口減少の抑制と地方創生の実現に向けた取組を推進する。また、スマートアイランドの実現や地域経済の振興につながる様々な施策を展開することにより、全ての人が、五島のすばらしさを実感し、夢を持ちやすさのある暮らしを送ることができる地域づくりを目指すとともに、将来を担う子どもたちに誇りを持って引き継げる「まち」を実現する。

●基本的方向性

「第2期五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」に掲げる4つの基本目標の達成に向けた取組を推進する。

《基本目標Ⅰ》五島の恵みを活かし、雇用を生み出す“しま”をつくる

《基本目標Ⅱ》五島の魅力を発信し、世界に誇れる“しま”をつくる

《基本目標Ⅲ》安全・安心で住みやすさ日本一の“しま”をつくる

《基本目標Ⅳ》五島の宝・子どもが育ち、輝く“しま”をつくる

五島列島地域振興計画(案) 概要版

【計画の主な内容】

※赤字部分…今回の改正で追加された項目

●交通施設及び通信インフラの整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化等に関する事項

- ジェットfoil、フェリー等の船舶や航空機の更新に係る支援
- 港湾・漁港、道路(橋りょうを含む。)の整備
- 通信インフラの整備(高度情報通信ネットワークの充実)
- 輸送コストの低廉化
- 無人航空機の活用(物流等)

●産業の振興等に関する事項

- 農林水産業の振興(ICT・IoT技術の活用)
- 商工業の振興
- 物産の振興

●就業の振興に関する事項

- 企業誘致や起業支援による雇用の創出
- 職業能力開発への支援(高齢者を含めた島内・島外人材の確保)

五島列島地域振興計画(案) 概要版

【計画の主な内容】

※赤字部分…今回の改正で追加された項目

●生活環境の整備に関する事項

- 循環型社会の実現
- 適正な污水处理環境の整備
- 空き家の有効活用

●医療の確保等に関する事項

- 医師等の医療人材の確保
- 地域医療提供体制の充実
- 遠隔医療の推進

●介護サービスの確保等に関する事項

- 介護ロボットやスマート技術の導入促進
- 島内・島外の介護人材の確保
- 福祉施設の整備、介護サービスの地域間格差の是正

●高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

- 地域見守り体制の構築
- 高齢者の生きがいづくり
- 児童福祉、少子化対策(出会い、結婚、妊娠、出産までの切れ目ない支援等)

五島列島地域振興計画(案) 概要版

【計画の主な内容】

※赤字部分…今回の改正で追加された項目

●教育及び文化の振興に関する事項

- 学校における適正規模、適正配置の検討
- 「離島留学」「しま留学」の推進
- ICTの活用や遠隔教育の推進
- スポーツの振興

●観光の開発に関する事項

- 滞在型観光の推進
- スポーツ大会等を通じた交流人口の拡大
- 観光ガイド、ジオガイドの育成

●国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

- UIターンの促進(場所に制約されない働き方の普及等への対応)
- インバウンド対策等

●自然環境の保全及び再生に関する事項

- 外来生物の排除等による生態系の維持
- 不法投棄対策、海岸漂着ごみ対策

五島列島地域振興計画(案) 概要版

【計画の主な内容】

※赤字部分…今回の改正で追加された項目

●エネルギー対策に関する事項

- 再生可能エネルギーによるしまづくり
- カーボンニュートラルへの取組
- 石油製品価格の低廉化

●防災対策に関する事項

- 国土強靱化に向けた災害に強いまちづくり
- 事前防災・減災(災害情報の発信、備蓄物資の確保等)

●人材の確保及び育成に関する事項

- まちづくり協議会への支援
- 地域おこし協力隊等の島外人材の確保・育成(交流人口の拡大)

●その他離島の振興に関し必要な事項

- 男女共同参画の推進
- 自治体DXの取組
- 感染症発生時の対応
- 小規模離島地区への配慮